師

柔道整復師(整骨院・接骨院)、はり・きゅう、マッサージの施術では 被保険者証が使える場合が限られます

柔道整復師や鍼灸マッサージ師は医師ではないため、施術には国民健康保険被保険者証が使える 場合と使えない場合があります。健康保険の適用が認められない場合は全額自己負担となりますの で、施術前にしつかり確認しましょう。

また、町では医療費適正化を目的として、施術を受けられた方に、施術日や施術内容をお尋ねす る電話やアンケートをお送りすることがありますので、ご協力をお願いします。

	被保険者証が使える場合	被保険者証が使えない場合
柔道整復師 による施術 (整骨院・接骨院)	 ・外傷性のねんざ・打撲(スポーツでのねんざ等) ・医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術 ・応急処置で行う骨折・脱臼の施術(応急手当後の施術には医師の同意が必要) 	 ・脳疾患後遺症等の慢性病 ・単なる疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労等 ・仕事中や通勤途中での負傷(労災保険からの給付) ・症状の改善がみられない長期の施術・同一の負傷について同時期に病院で治療を受けた場合 ・医師の同意がない場合
鍼灸・マッサージ師 による施術	 はり・きゅうで対象となる主な疾患 (リウマチ・腰痛症・神経痛・五十肩・頸腕症候群・頸椎捻挫後遺症等) マッサージで対象となる主な疾患 (関節拘縮・筋麻痺等) 	

間住民課国保年金班 ☎84-1214

あなたの支援が必要です

ヘルプカードを見かけたら手助けを

「ヘルプカード」は、外見からは分かりにくい障害のある方や妊娠初 期の方などが携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の方 にお願いするためのカードです。

こんな方にお渡ししています

- ・義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期 の方、認知症の方など、外見からは援助等を必要としていることが 分かりにくい方
- ・突発的な出来事に対して、臨機応変に対応することが困難な方
- ・視覚障害や聴覚障害等の状況把握が難しい方など

どのように使用するの?

カード裏面に配慮や手助けしてほしいことを記入し携帯します。ケ ースに入れカバンの外に取り付けるなど、普段から持ち歩くことで、 災害時や緊急時に周囲の方へ手助けを求めたいときにヘルプカードを 見せ、手助けを求めます。

こんな手助けをお願いします

- ・電車やバスの中で座席をお譲りください。
- ・駅や商業施設等で声をかけるなどの配慮をお願いします。
- ・災害時は、安全に避難するための支援や避難場所での声かけ等の支 援をお願いします。



カード裏面

私が配慮や手助けをして欲しいこと

(記入例)

- ・アレルギーがあります
- ・手すりがないトイレでは、介護が 必要です

配布場所

福祉課窓口で配布しています。

圖福祉課障害福祉班

☎84 − 1257